

令和4年11月10日

「西原町地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル」に関する質問について、次のとおり回答します。

回答書

No	募集要項・仕様書該当ページ	質問内容	回答	回答日
1	仕様書2ページ 6 業務に関する運営経費及び委託料 (3)介護報酬(指定介護予防支援 仕様書9ページ 12 指定介護予防支援 (3)介護報酬について	・仕様書2ページ「6業務に関する運営経費及び委託料」(3)介護報酬(指定介護予防支援)にて、委託料とは別に受託法人の収入とする。 9ページ「12指定介護予防支援事業(法第115条の22)」(3)(前半省略)決算後、歳入が歳出を上回る場合は、その額を返還するものとする。 →介護報酬は、法人の収入とならないでしょうか。	地域包括支援センター全体の運営費は、町からの委託料及び指定介護予防支援業務に係る介護報酬の合算によるものとしており、決算処理により精算が必要となります。	R4.11.10
2	仕様書2ページ (4)会計処理	・委託事業分と指定介護予防事業分の会計を区別しないといけないのでしょうか。	会計を区別することを基本とします。	
3	仕様書3ページ 7 人員配置 ④作業療法士または理学療法士 ⑤保健師(認知症地域支援推進員)	(1)作業療法士、理学療法士、保健師の配置が困難な場合、④看護師、⑤看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の配置でよいでしょうか。 (2)作業療法士、理学療法士は、地域生活支援コーディネーター兼務は受託法人での配置でしょうか。その際、人件費は全部を予算計上するのでしょうか。	(1)お見込みのとおりです。 ・作業療法士または理学療法士の配置が困難な場合は、 <u>高齢者に関する業務経験を有する看護師</u> を配置できます。 ・認知症地域支援推進員については、保健師の配置が困難な場合、 <u>認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する職種</u> を配置できます。なお、どちらにおいても、基本職種の配置が困難な場合に	

			<p>認められるものであることにご留意ください。</p> <p>(2) 生活支援コーディネーターを兼務する作業療法士または理学療法士は、地域包括センターに配置します。現在、社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターと連携して事業を展開していきます。人件費は、作業療法士または理学療法士1名分を計上してください。</p>	
4	仕様書 7 ページ イ 認知症総合支援事業	<p>・役場に認知症推進員は配置されるのでしょうか。また、その場合、受託事業法人との連携で役割分担はどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>令和5年度においては、町にも認知症地域支援推進員を配置します。地域包括支援センターの業務内容としては、個別相談を主とし、認知症カフェ及び認知症サポーター養成講座の開催、認知症初期集中支援チーム員会議への出席(会議設置、開催は町)を想定しています。</p>	